

2024年度簿記検定試験施行規程

下松商工会議所

1. 趣旨

日本商工会議所ならびに下松商工会議所は、商工業に関する技術・技能の振興の一環として、簿記検定を統一した基準によって全国的に実施して、受験者の技術・技能を検査測定し、その技術・技能を格付けするのみでなく、さらにそれらの一層の資質向上を図るとともに、他面その技術を公に認め、わが国商工技術の向上発展に寄与しようとするものである。

2. 主催

日本商工会議所・下松商工会議所

3. 受験資格

学歴、年齢、性別、国籍に制限はない。

4. 試験日・受付期間

回数	試験日	受付期間
167回	6月 9日(日)	4月22日(月)～ 5月13日(月)
168回	11月17日(日)	9月30日(月)～10月21日(月)
169回	2025年2月23日(日) ※2・3級のみ	2025年1月 6日(月)～ 1月27日(月)

5. 試験会場

下松商工会議所2階 会議室

6. 試験開始時間

1級・3級 9時 2級 13時30分

試験開始時間5分前には指定された席に着いておかなければならない。

7. 受験料 ※2024年度より受験料改定

受験級	受験料(窓口・郵送でのお申込)	受験料(インターネットでのお申込)
1	¥8,800	¥9,295
2	¥5,500	¥5,995
3	¥3,300	¥3,795

☆試験中止のとき以外は、受験料の返却はしない。

8. 申込方法・場所

<窓口での申込受付>

所定の申込用紙に記入し、受験料を添えて窓口までお申込ください。

- ①申込用紙への記入は原則として受験者本人の自筆とする。
- ②申込手続は受験者本人の自筆であれば代理人でもよい。
- ③電話・ファクシミリによる申込はできない。
- ④受験者は、2つの級を受験することができる。(但し、受験時間に注意すること。)
- ⑤申込受付は、受付期間内の8時30分より17時15分までとする。
(但し、土・日・祝祭日の受付はしない。)

〒744-0008 下松市新川2丁目1-38 ☎0833-41-1070

<インターネットでの申込受付>

受付期間内に下松商工会議所ホームページのインターネット申込画面よりお申込ください。

受験料の他に別途手数料(495円)がかかります。

9. 科目・試験時間

級	科目	試験時間
1	(前半)商業簿記・会計学	1時間30分
	休憩	15分間
	(後半)工業簿記・原価計算	1時間30分
2	商業簿記・工業簿記	1時間30分
3	商業簿記	1時間

10. 受験上の注意事項

- ①試験に関し不正行為のあった者にはその合格を取り消し、以後の受験を禁止することがある。
- ②受験者は、試験会場においては、試験委員の指示に従うこと。それに従わない者には、退場を命ずることがある。
- ③試験開始30分および試験終了10分前は退場できない。
- ④持参するものについて
受験票・筆記用具・身分証明書・計算器具 ※筆記用具、計算器具の貸出及び貸借はできない。
- ⑤筆記用具について
試験当日に持参できる筆記用具は、HBまたはBの黒鉛筆、シャープペンシル、消しゴムのみに限る。
- ⑥身分証明書について
 - ・試験当日は、原則として氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できる身分証明書(運転免許証や旅券(パスポート)、社員証、学生証など第三者が発行したもの)を持参すること。ただし、小学生以下の者は、必要ない。
 - ・尚、試験当日、身分証明書を忘れた者は、(当日)試験開始前に「身分証明書の不携帯による本人確認申請書」を記入し、試験終了後3日以内に「本人控」と「身分証明書(コピー)」を郵送或いは持参すること。提出がない場合には「欠席」の扱いとなる。
- ⑦そろばん・電卓等の計算器具について
 - ・電卓は、計算機能のみのものに限り、以下の機能があるものは持ち込みできない。
○印刷(出力)機能 ○メロディー(音の出る)機能 ○プログラム機能(例:関数電卓等の多機能な電卓、売価計算・原価計算等の公式の記憶機能がある電卓) ○辞書機能(文字入力を含む) ○通信機能
- ⑧試験問題の回収について
試験問題・解答用紙・計算用紙は、すべて回収する。

11. 合格基準、合格発表、合格証書、合格証明書

- ①受験者の採点は、下松商工会議所試験委員によって行う。
- ②合格基準は、100点満点で70点以上とする。
- ③答案の公開や返却はしない。ただし、受験者の得点について受験者本人からの要望がある場合のみ、窓口またはメールによる本人確認(免許証等の顔写真付き証明書と受験票)ができれば、得点票を手渡しまたは申込み用紙に記入されている住所へ送付する。
(申請申込先: daihyo@kudamatsu-cci.or.jp)
- ④合格発表は受験15日後、下松商工会議所1F掲示板並びにホームページにて合格者の受験番号を掲示する。
- ⑤電話による合否及び得点に関する問い合わせには応じない。
- ⑥合格証書の交付は、合格発表後、申込み用紙に記入されている住所へ送付する。
(再発行はしない。)
- ⑦合格証明書は、合格証書を提示すれば発行できる。また、紛失した場合は本人と確認できれば発行する。なお、原則窓口での受け取りとする。
合格証明書の発行手数料は、1, 100円(税込、送料・発送手数料別)とする。